



受大監第 26 号
令和 5 年 8 月 24 日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和 4 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 4 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 4 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和 4 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和 5 年 7 月 14 日から 8 月 3 日までのうち 7 日間

3. 審査の場所

大山町役場 図書室

4. 審査の出席者及び説明者

石黒 澄男・野口 俊明・総務課長ほか各担当課長等

5. 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された令和4年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、

- ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
- ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
- ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
- ④ 財産管理は、的確になされているか、
- ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

令和4年度決算審査資料に沿って各課の主要施策の成果等について説明を受けた。それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取した。併せて、別途実施した例月出納検査を勘案し、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値についても適正に執行されていることが認められた。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

令和4年度一般会計歳入総額は124億2,302万2千円、歳出総額は117億1,390万6千円で、歳入歳出差引額は7億911万6千円であるが、このうち2億946万円は繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は4億9,965万6千円となる。

(1) 歳入

歳入決算は、予算額 132 億 3,974 万 9 千円に対し、調定額は 127 億 7,589 万 8 千円、決算額は 124 億 2,302 万 2 千円であった。収入率は、調定額に対して 97.2%の収入状況である。

(表1：歳入決算の概要)

区分		予算額(A)	調定額(B)	決算額(C)	収入率	
					予算額 (C/A)	調定額 (C/B)
自主財源	町税	1,580,279	1,729,587	1,621,746	102.6	93.8
	分担金及び負担金	32,072	31,179	31,141	97.1	99.9
	使用料及び手数料	109,626	110,596	109,708	100.1	99.2
	財産収入	63,110	68,967	68,957	109.3	100.0
	寄附金	498,276	495,078	495,078	99.4	100.0
	繰入金	531,758	476,220	476,220	89.6	100.0
	繰越金	845,118	845,118	845,118	100.0	100.0
	諸収入	132,384	391,965	147,865	111.7	37.7
	小計	3,792,623	4,148,709	3,795,833	100.1	91.5
依存財源	地方譲与税	115,267	112,051	112,051	97.2	100.0
	利子割交付金	873	868	868	99.4	100.0
	配当割交付金	6,770	6,779	6,779	100.1	100.0
	株式等譲渡所得割交付金	5,936	5,384	5,384	90.7	100.0
	法人事業税交付金	17,429	18,056	18,056	103.6	100.0
	地方消費税交付金	351,603	351,603	351,603	100.0	100.0
	ゴルフ場利用税交付金	6,542	7,704	7,704	117.8	100.0
	自動車取得税交付金	4	5	5	123.0	100.0
	環境性能割交付金	9,117	9,029	9,029	99.0	100.0
	地方特例交付金	10,252	11,126	11,126	108.5	100.0
	地方交付税	5,153,498	5,189,506	5,189,506	100.7	100.0
	交通安全対策特別交付金	1,621	1,475	1,475	91.0	100.0
	国庫支出金	1,405,208	1,161,595	1,161,595	82.7	100.0
	県支出金	1,186,706	1,052,908	1,052,908	88.7	100.0
町債	1,176,300	699,100	699,100	59.4	100.0	
小計	9,447,126	8,627,189	8,627,189	91.3	100.0	
合計		13,239,749	12,775,898	12,423,022	93.8	97.2

自主財源の中心となる町税の調定額に対する収入率は 93.8%となり、前年度比 0.2 ポイント増となっている。現年度分については 98.8%の徴収率と高水準となっており、徴収業務の努力を評価するところである。一方、滞納繰越分については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、滞納者との

面談等が進められなかったことや、徴収猶予の特例分の償還が前年度でほぼ完納したことなどから徴収率が前年度と比べて大きく下回る結果となった。滞納繰越分の徴収がこれまでも課題となっており、引き続き滞納整理を進められたい。

(表 2 : 特別会計からの繰入金)

(単位:千円)

会 計 名	令和4年度 繰入額	令和3年度 繰入額	増減額
住宅新築資金等貸付事業特別会計		16,705	△16,705
開拓専用水道特別会計	8,874	6,777	2,097
風力発電事業特別会計	11,485	0	11,485
宅地造成事業特別会計	5,586	16,058	△10,472
中山財産区特別会計	50	50	0
上中山財産区特別会計	50	50	0
下中山財産区特別会計	50	50	0
逢坂財産区特別会計	50	50	0
合 計	26,145	39,740	△13,595

特別会計からの繰入金は合計 2,614 万 5 千円で、昨年度と比べ 1,359 万 5 千円の減となっている。減額となった主な要因は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止となり令和 3 年度に一般会計に繰入れされたことが挙げられる。

(表 3 : 不納欠損処分の状況)

(単位:千円)

会計名	区分	令和4年度			
		不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
一般会計	町民税	131	112	19	0
	固定資産税	5,288	3,439	520	1,329
	軽自動車税	104	95	9	0
	計	5,523	3,646	548	1,329

不納欠損処分については、町税における町民税、固定資産税、軽自動車税で 552 万 3 千円が処理されている。また、これ以外にも住宅新築資金等貸付事業に関する部分が一般会計で管理されているため、貸付金元利収入で 1,902 万 6 千円など、合計で 2,459 万 1 千円が不納欠損処分されている。

(2) 歳出

歳出決算は、予算額 132 億 3,974 万 9 千円に対し、決算額は 117 億 1,390 万 6 千円である。

令和 5 年度へ 8 億 2,197 万 2 千円を繰越したため、不用額は 7 億 387 万 1 千円であり、令和 3 年度の 7 億 3,526 万円と比べ、3,138 万 9 千円減少した。

(表 4：歳出の概要)

(単位：千円・%)

区分	令和4年度		執行率	令和3年度	増減額
	予算額	決算額		決算額	
議会費	107,157	103,730	96.8	110,033	△ 6,303
総務費	2,223,281	2,074,850	93.3	2,404,077	△ 329,226
民生費	3,289,583	3,045,849	92.6	3,153,536	△ 107,687
衛生費	869,941	806,489	92.7	754,531	51,958
農林水産業費	1,759,272	1,487,821	84.6	1,828,840	△ 341,019
商工費	644,375	503,541	78.1	408,188	95,353
土木費	1,287,686	886,332	68.8	845,002	41,330
消防費	333,697	290,843	87.2	288,960	1,882
教育費	1,296,898	1,128,912	87.0	920,264	208,648
災害復旧費	58,889	34,559	58.7	70,241	△ 35,682
公債費	1,351,446	1,350,980	100.0	1,368,231	△ 17,251
予備費	17,524	0	0.0	0	0
合計	13,239,749	11,713,906	88.5	12,151,903	△ 437,997

歳出は主に新型コロナウイルス感染症対策に伴う支出が減少したことから、令和 4 年度は前年度と比べて決算額が 4 億 3,799 万 7 千円の減となっており、コロナ禍前の令和元年度に近い水準まで決算額が減少している。

予算額に対する執行率は 88.5%で、令和 3 年度の執行率 87.4%と比べ、1.1 ポイントの増となっている。

2. 特別会計

各特別会計の執行状況等は以下の表のとおりである。

(表 5 : 各特別会計の執行状況)

(単位:千円・%)

特別会計	予算額	歳入決算額	収入率	歳出決算額	執行率	歳入歳出差引額
土地取得特別会計	269	266	99.0	266	99.0	0
開拓専用水道特別会計	26,172	22,486	85.9	22,486	85.9	0
国民健康保険特別会計	2,107,619	2,004,468	95.1	2,003,447	95.1	1,021
国民健康保険診療所特別会計	323,948	311,403	96.1	311,403	96.1	0
後期高齢者医療特別会計	263,323	261,902	99.5	261,316	99.2	586
介護保険特別会計	2,496,592	2,472,983	99.1	2,323,523	93.1	149,460
農業集落排水事業特別会計	517,071	499,978	96.7	499,878	96.7	100
公共下水道事業特別会計	468,022	427,520	91.3	427,453	91.3	67
風力発電事業特別会計	50,153	44,354	88.4	44,354	88.4	0
温泉事業特別会計	16,107	13,625	84.6	13,161	81.7	464
宅地造成事業特別会計	12,801	12,795	100.0	6,199	48.4	6,596
索道事業特別会計	24,296	20,462	84.2	20,462	84.2	0

宅地造成事業特別会計の執行率が 48.4%と低くなっているが、これは令和 5 年度予算の財源として繰り越すものと聞き取りを行っている。

(表 6 : 不納欠損額の状況)

(単位:千円)

会計名	区分	令和4年度			
		不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
国民健康保険特別会計	国民健康保険税	1,587	1,061	526	0
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者保険料	92	92	0	0
介護保険特別会計	介護保険料	1,086	1,086	0	0
農業集落排水事業特別会計	使用料	505	505	0	0
公共下水道事業特別会計	使用料	464	464	0	0
	計	3,734	3,208	526	0

特別会計における不納欠損処分は、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、下水道使用料で 373 万 4 千円が処理され、令和 3 年度と比べ 32 万 5 千円の減となっている。

(表7：一般会計からの繰入金)

(単位：千円)

会 計 名	令和4年度 繰入額	令和3年度 繰入額	増減額
住宅新築資金等貸付事業特別会計		1,866	△1,866
国民健康保険特別会計	176,019	175,493	526
国民健康保険診療所特別会計	43,672	54,664	△10,992
後期高齢者医療特別会計	76,609	67,022	9,587
介護保険特別会計	350,611	361,836	△11,225
農業集落排水事業特別会計	320,900	313,748	7,152
公共下水道事業特別会計	258,800	238,170	20,630
温泉事業特別会計	7,602	3,452	4,150
索道事業特別会計	8,134	8,134	0
合 計	1,242,347	1,224,385	17,962

一般会計からの繰入金は合計 12 億 4,234 万 7 千円で、昨年度と比べ 1,796 万 2 千円の増となっている。増額した要因としては、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計で起債元金償還金及び起債償還金利子に充てるため繰入金が増えたことなどがあげられる。

一方、国民健康保険診療所特別会計への繰入金は令和 2 年度から減少傾向となっており、診療所経営の効率化に係る取り組みを評価すべきところである。

(1)土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額 26 万 6 千円に対し、歳出総額 26 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。歳入は土地開発基金の利息及び土地の貸付収入のみであり、歳入はすべて土地開発基金への繰出をおこなっている。

(2)開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,248 万 6 千円に対し、歳出総額 2,248 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。歳入は管理収入（給水料）及び施設管理負担金が主となっているが、令和 4 年度は中山 3 期営農飲雑用水事業に関する一般会計への繰出金などから、開拓専用水道施設整備基金から 1,256 万 7 千円を繰入している。歳出は前述の繰出金と施設修繕が主となっている。

(3)国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 20 億 446 万 8 千円に対し、歳出総額は 20 億 344 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 102 万 1 千円である。

国民健康保険税は、調定額 4 億 1,132 万円に対し、収入済額 3 億 4,769 万 3 千円で、不納欠損処分を 158 万 7 千円行い、収入未済額は 6,204 万円（還付未済額 24 千円を含む）となっている。

国民健康保険税の徴収率については、現年度分は前年比 0.03 ポイント減の 96.54%、過年度繰越分は前年比 1.96 ポイント増の 19.86%となり、合計では、0.27 ポイント増の 84.86%となっている。

(4)国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 3 億 1,140 万 3 千円に対し、歳出総額 3 億 1,140 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。一般会計繰入金は 4,367 万 1 千円で、うち財源補填分は 3,220 万 8 千円である。

(表 8 : 各診療所実質収支額の推移)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大山診療所	△ 13,217	△ 12,439	△ 8,627
大山口診療所	△ 12,659	△ 7,912	△ 3,984
名和診療所	△ 12,030	△ 12,924	△ 9,451
計	△ 37,906	△ 33,275	△ 22,062

各診療所の実質収支はマイナスが継続しているが、前年度と比べて診療報酬の増や医療材料代の節減に努めたことでマイナス幅が縮小する傾向になっている。引き続き、運営計画に沿って経営の効率化に向けた取り組みを進められたい。

(5)後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 2 億 6,190 万 2 千円に対し、歳出総額 2 億 6,131 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 58 万 6 千円である。一般会計からは 7,660 万 9 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 9 万 3 千円行い、収入未済額は 54 万 2 千円 (還付未済額 60 万 6 千円を含む) となっている。

(6)介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 24 億 7,298 万 3 千円に対し、歳出総額 23 億 2,352 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 1 億 4,946 万円である。一般会計から 3 億 5,061 万 1 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 108 万 6 千円行い、収入未済額は 599 万 5 千円 (還付未済額 138 万円を含む) となっている。

(7)農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 9,997 万 8 千円に対し、歳出総額 4 億 9,987 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 10 万円である。繰入金は、一般会計から 3 億 2,090 万円、農業集落排水事業推進基金から 1,736 万 7 千円の合計 3 億 3,826 万 7 千円となっている。

(8)公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 2,752 万円に対し、歳出総額 4 億 2,745 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 6 万 7 千円である。繰入金が、一般会計から 2 億 5,880 万円、公共下水道事業推進基金から 352 万円の合計 2 億 6,232 万円となっている。

(9)風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4,435 万 4 千円に対し、歳出総額 4,435 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。売電収入は 2,985 万円で前年度比約 31.26%の減となった。目標達成率も 71.5%で過去最低となる水準になっている。令和 7 年に設計寿命年数を迎えるに当たり、最終的な解体撤去に向けた十分な基金積み立てが行えるよう、引き続き適正な維持管理に努められたい。

(10)温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1,362 万 5 千円に対し、歳出総額 1,316 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 46 万 4 千円である。一般会計から 760 万 2 千円の繰り入れを行っている。

温泉館等における温泉使用料に係る決算額が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための制限が緩和されたこともありコロナ禍前の水準に戻りつつある。

(11)宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1,279 万 5 千円に対し、歳出総額 619 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 659 万 6 千円である。

ナスパルタウンは、未売却区画は令和 3 年度末時点で 2 区画だったが令和 4 年度に 2 区画販売され残区画が 0 区画となったところであり、未建築区画へのアプローチが今後の課題である。

(12)索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,046 万 2 千円に対し、歳出総額 2,046 万 2 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。繰入金は、一般会計から 813 万 4 千円で、索道事業基金から 303 万 4 千円であり、合計 1,116 万 8 千円となった。

(表 9：営業実績の推移)

	(単位：日・万人・千円)			
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
営業日数	37	84	91	88
入込客数	4.9	9.2	11.2	11.6
繰入金	11,167	11,167	11,168	11,168
指定管理納付金(収益比例分)	0	0	0	0
指定管理納付金(定額分)	5,419	10,121	10,490	9,065

今シーズンは 12 月中旬から積雪に恵まれ、営業日数は 88 日間で昨年よりも 3 日間短く、最終入込客数は 11.6 万人で昨年度と同程度の水準であった。

指定管理納付金については、収益比例分が平成 27 年度以降 0 円となっている。大山を取り巻く環境が暖冬傾向になっていること、ウィンターシーズン需要が低迷していること、グリーンシーズン活用に向けた動きなどを鑑み、収益比例に応じた指定管理納付金の在り方を検討すべき時期を迎えているのではないかと。

第4 基金運用状況について

令和4年度末の基金現在高は76億2,181万4千円と、前年度末に比べて6,600万円減少している。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて25基金あり、このうち19基金が一括運用されているところである。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められる。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたい。

第5 財産管理の状況について

令和4年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第6 指摘事項等について

【指摘事項】

令和4年度決算審査においては、指摘事項はありません。

【監査意見】

- 1 本町町民の健康づくり推進に係る取り組みについては、各種健康診査事業、人間ドックへの助成事業など健診等が受けやすい環境を整えられてきたところであり、これまでも受診率の向上には様々な努力を重ねられてきたところであると承知している。本町が鳥取県内の平均受診率をリードするような状況になれるよう、引き続き受診率向上に向けた取り組みを進められたい。